

「東北ブロックにおける社会資本整備重点計画に関する有識者懇談会」

規約（案）

第1条（趣旨）

この規約は、「東北ブロックにおける社会資本整備重点計画」策定に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という）の設置について必要な事項を定める。

なお、「東北ブロック」とは、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟の7県を対象とする。

第2条（目的）

この懇談会は、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき策定される「第4次社会資本整備重点計画」（計画期間：平成27～32年度）に位置付けられる「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画」を策定するため、東北ブロックに関して有識者の意見を聴くために設置する。

第3条（組織）

懇談会は、東北地方整備局長が設置する。

2 懇談会の委員は、東北地方整備局長が委嘱する。

第4条（懇談会）

懇談会は別表に掲げる有識者（以下「委員」という。）をもって、構成する。

2 座長は、必要に応じ委員以外の者の懇談会への出席を求めることができる。

3 懇談会委員の任期は、「東北ブロックにおける社会資本整備重点計画」が策定される日の属する月の末日までとする。

第5条（座長）

懇談会には座長及び副座長を置く。

2 座長は、懇談会の議事を務め、議事を整理する。

3 座長は、副座長を指名する。

4 副座長は、座長が懇談会に出席できない場合には、その職務を代行する。

第6条（公開）

懇談会は、公開とする。ただし、公開することが適切でないとして懇談会が認める場合には、非公開とする。

2 懇談会終了後、速やかに議事要旨を作成し、発言者氏名を除き、会議資料とともに公開する。ただし、公開することが適切でないとして懇談会が認める場合には、非公開とする。

第7条（事務局）

懇談会の事務局は、東北地方整備局企画部企画課におく。

第 8 条（雑則）

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附則（施行期日）

この規約は、平成 27 年 9 月 24 日より施行する。

「東北ブロックにおける社会資本整備重点計画に関する有識者懇談会」名簿

(平成 27 年 9 月 24 日)

氏 名	現 職
いとう はじめ 伊藤 肇	トヨタ自動車東日本株式会社 常務執行役員
いなむら はじめ 稲村 肇	東北工業大学 名誉教授
おくむら まこと 奥村 誠	東北大学 災害科学国際研究所 教授
かはやま みちひろ 貝山 道博	東北文化学園大学 総合政策学部 教授
ささき しゅんすけ 佐々木 俊介	(一社) 政策集団地域再生青森会議 代表理事
さの かずし 佐野 可寸志	長岡技術科学大学大学院 原子力システム安全工学専攻 教授
すずき もとお 鈴木 素雄	河北新報社 編集局長
はせがわ みか 長谷川 美香	(有) ミカユニバーサルデザインオフィス 取締役社長
ますだ さとる 増田 聡	東北大学大学院 経済学研究科 教授
もりすぎ ひさよし 森杉 壽芳	東北大学 名誉教授
やまかわ みつお 山川 充夫	帝京大学 経済学部 教授
よこた じゅんこ 横田 純子	特定非営利活動法人 素材広場 理事長

(敬称略、五十音順)